

令和 7 年度

法 人・施 設 運 営 方 針

社会福祉法人中越福祉会

目 次

1	中越福祉会	1
2	療護園	4
3	更生園	6
4	新潟県あけぼの園	9
5	工房ますがた	11
6	工房こしじ	13
7	ようこそ	15
8	スリージョブながおか	18
9	工房ゆきわり	21
10	工房みつけ	23
11	ワークセンターみつけ中央	25
12	ワークセンター北陽	27
13	工房かわさき	29
14	ゆうあい	31
15	スマイルセンター三喜	34
16	ステップセンター三喜	36
17	工房ほたる	39
18	ジョブプレイスもみじ	41
19	ながおかホーム	43
20	やなぎはらホーム	45
21	坂の上の家	46
22	単独短期入所事業らいこうじ	48
23	短期入所事業 かわさき	49
24	障がい者支援センターあさひ	51
25	地域活動支援センターオアシス、放課後等ディサービス虹のオアシス	53
26	障害者就業・生活支援センターこしじ	55

令和 7 年度 社会福祉法人中越福社会 運営方針
(長岡市浦 9750 番地)

1 基本理念

「共に汗を流そう、地域のために 『お互い様』 でずっと暮らそう」

2 基本方針

当法人の基本方針は、社会福祉法人の使命と責務を自覚することから始まる。

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援する。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスを提供する。
- (3) 利用者への良質なサービス提供のために、4つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」「働く場」を様々な社会資源と組み合わせて提供する。

以上を踏まえ、法人及び職員は常に創意工夫や自己研鑽に励み、利用者、家族、地域から信頼される運営に努め、複合施設の相互連携と特性を活かしながら、利用者が地域の中で明るく、楽しく、生き甲斐のある人生を送ることができるよう支援する。

3 重点事項

(1) 障害者の人権の尊重

障害者の人権の尊重や権利利益の擁護が極めて重要であると考え、法人権利擁護委員会を中心に職員の人権意識、知識・技術の向上の取り組みを積極的に行うよう努める。

(2) 安全で清潔な生活環境づくり

利用者に安全で良好な生活環境を提供するため、定期的に施設設備の点検を行い環境整備に努める。

(3) 安全対策の強化

利用者の安全安心に万全を期すため、法人災害防護委員会を中心に職員の防災・防犯教育を高めるとともに、多岐にわたる災害と防犯リスクを想定した事業継続を含めた防災計画を事業所毎に作成し、計画的に実施する。

(4) 利用者支援の充実と生活の質の向上

利用者支援の充実を図るため、利用者ニーズの把握に努め、個々の利用者に即した個別支援計画を作成するとともに、相談支援事業所を中心に関係事業所が連携を図り、良質なサービスの提供に努める。

法人権利擁護委員会のバックアップのもと、各事業所がサービス自己評価を経たうえで計画的に福祉サービス第三者評価受審を進め、サービスの振り返り・質の向上を図る。

(5) 法人組織の機能強化

経営者会議を中心として情報収集と分析を行ったうえで経営企画、組織管理、人事管理及び財務管理等を適正かつ効率的に行うチームを組織することにより、経営基盤の確立を図るとともに安定的な事業経営と事業承継に努める。

また、各種専門的な法人委員会で企画及び検討をすることにより、利用者支援やサービスとしての品質内容が、より実効性のあるものとなるよう法人組織の充実・強化を図っていく。

(6) 法人の安定した運営

中長期的な経営戦略を図っていく上で、各事業所の中長期計画を総合的に判断し、各事業所の再編及び設備改修等を計画的に実施していく。

(7) 施設運営への各事業所の協力体制の強化

施設機能の充実を図り施設運営を強化するため、また新たな生産活動の実現と発展の為に、法人のスケールメリットを最大限に活かしながら各施設との連携と協力体制を強化していく。

(8) 確実な人材の確保

人材の確保が厳しさを増してきている中で、従来に増して法人プロモーション委員会を中心に積極的に企業ガイダンスなどに参加する。また、ITを活用し法人の魅力を十分に発信できるような体制を構築する。さらに学校訪問などを行い実習の受け入れなど数年先を見据えた人材の確保を図っていく。

また、人材定着の観点から業務に応じた職種設定および給与改定の検討を専門コンサルティングと共に継続していく。

(9) 職員の資質の向上

職員の資質向上を図るため、国家資格等の資格取得に対する助成制度の活用や法人研修委員会主催による内部研修のほか、外部で開催される専門研修に積極的に参加し、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上に努める。

また、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために責任者を設置する等、必要な体制を整備するとともに、職員に対しての研修の実施、参加推奨をおこなう。

(10) 目標管理制度の継続

目標管理制度を定着させ、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。また、管理者は職員のモチベーションアップを目指した職員育成を行う。

(11) 社会参加と地域交流及び社会貢献の促進

地域住民やボランティア等と協力して、当法人が地域福祉の拠点として、施設の開放と社会参加のため、法人地域貢献委員会を中心に地域との交流、連携強化に努める。

また、日常生活・社会生活上の支援を必要とする人に対して福祉サービスを提供するとともに積極的に社会貢献に努めていく。

(12) 感染症対策

感染症対策については、各事業所の行動計画または業務継続計画に基づき、事業所

運営が継続できる体制及び環境を整備するとともに、感染症の予防及びまん延防止の
為の研修や訓練を定期的に実施し、感染予防にも努めながら業務継続を図っていく。

また感染状況に応じて、法人衛生委員会を中心に感染予防における行動指針を各事
業所に指示し、感染の防止に努めていく。

(13) 障害者の芸術文化活動支援の推進

法人芸術文化支援委員会を中心に、障害児・者の芸術文化活動の支援および推進の
機会を企画・開催することで、障害児・者の社会参加の拡大、権利的収入の獲得、地域
活性を図ると共に、障害者および地域の経済的な成長に寄与できるように努めていく。

4 内部監査の実施及び監査法人の継続

法人内部監査委員会により内部監査を継続的に実施することで、各施設の運営状況
を把握し、行政による監査に対応できるように準備をおこなう。監査法人の継続によ
り更なる法人の経営組織のガバナンスの強化及び事業運営の透明性の向上を行い、内
部統制を構築して法定監査に耐えうるものとする。

5 職場環境の整備

「ハッピーパートナー登録」及び「パパ・ママ子育て応援プラス認定」等、法人とし
て男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるように職場環境を整えてい
く。女性職員の育成・登用を進めるとともに、男性職員が積極的に育児に参加できる
職場環境づくり等、仕事と子育ての両立支援も推進していく。

6 健康経営の推進

健康経営に取り組む法人として、職員の健康状態の把握、健康づくりの増進、生活
習慣病の予防・改善、メンタルヘルス不調の予防等、健康増進に積極的に取り組み、
職員の健康を重要な経営資源と捉えるとともに、健康管理を経営的視点で考え戦略的
に実践していく。

7 その他

施設間の連携を図り必要に応じて各事業の見直しを図っていく。

令和7年度 障害者支援施設みのわの里療護園運営方針
(長岡市不動沢126番地3)

<基本理念>

- ・まず笑顔から始めます
- ・一人ひとりの思いを大切にします
- ・その人らしい生き方をサポートします

1 基本方針

- (1) 障がい者支援施設として、利用者の尊厳を守り、利用者のニーズに応じたその人らしい生活を支援する。
- (2) 利用者の日常生活と利用者支援に影響が出ないような支援体制の構築と安心安全なサービスの提供に努める。
- (3) 利用者の高齢化・重度化に対応した良質なサービスを提供するため、設備環境の整備だけでなく、職員個々の資質向上を目指す。
- (4) 策定した中長期計画を全職員が共有し、計画に基づいた業務の見直し・施設設備改修・提供サービスの充実を図る。

2 重点事項

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりの思いを大切に、その人らしい充実した生活が送れるように支援するとともに、常にサービスの質の向上に努める。
- (2) 自己評価によるサービスの振り返りを行い質の向上を図る。
- (3) 利用者の気持ちに寄り添った支援を実現し、利用者の満足度を高められるような個別ケアを実施する。
- (4) 地域の社会資源として、地域交流に積極的に取り組み地域に開かれた施設づくりに努める。
- (5) 老朽化した既存施設の改修実施に向け調整を図る。
- (6) 感染症対策を講じ、利用者の健康と生活を確保するよう努める。

3 実施方法

- (1) 定期的に利用者やご家族との話し合いを実施することで意向の汲み取りと情報の共有を図り、個別支援計画に反映させることでその人らしい生活が送れるよう支援する。
- (2) 自己評価から抽出された課題を中長期計画に盛り込み定期的な見直しを継続するとともに、単年度計画においてサービス提供・環境改善等の具体的な実施方法を明示し実践する。
- (3) 高品質なサービス提供と課題解決のために定期的な支援体制の見直しと環境作りをすすめる。

- (4) 高齢化・重度化・障害特性等に対応出来る職員の専門性と適応能力を高めるため、年間研修計画に基づいた研修への参加と課内研修を実施し資質向上に努める。また、緊急時の対応マニュアルを含めた利用者支援マニュアルの随時見直しを行う
- (5) 利用者の基本的人権を尊重し利用者の尊厳を守る支援につなげていくために、人権擁護委員会・理念検討委員会を中心に不適切な支援や虐待防止及び身体拘束廃止に向けての取り組みを行い、より安心してもらえる質の高いサービスが提供できるよう研修等を行っていく。
- (6) 利用者が日々生活を送るうえで、必然的に発生するインシデントやアクシデントの分析を確実に実施し、担当職員もしくは専門職の意見を取り入れ、対応策を検討する。
- (7) 日常的に利用者の健康管理と把握に努めるとともに、近隣の感染症の流行状況を随時確認する。感染症対策委員会を定期的に開催し、各専門職との情報交換と共有を図りながら業務継続計画の見直しや職員研修を実施する。日頃から職員一人ひとりが感染予防への意識を高く持ち、感染症の流行防止を意識し感染症対策を徹底する。
- (8) 地域の社会資源として、小・中学生の総合学習やボランティアを積極的に受け入れ地域住民との交流の場を設定する。また、SNS を活用した情報発信にも力を入れ地域に開かれた施設づくりに努める。
- (9) 療護園の地域移行の可能性について、協議を継続する。
- (10) 施設改修においては生活環境の更なる改善を図れるよう協議する。

4 その他

- (1) 経営の安定化を図るため、新規利用者の受け入れと入所待機登録について迅速な協議、検討を行い、利用者確保に努める。

令和 7 年度障害者支援施設みのわの里更生園運営方針
(長岡市不動沢 126 番地 3)

みのわの里更生園は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、また法人理念「ともに汗を流そう 地域のために、『お互い様』でずっと暮らそう」に沿うよう、障害者が障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい健康で文化的な日常生活や社会活動ができるように支援する。

1 更生園基本理念

「心ゆたかに 体すこやかに みんなでくらそう」

2 基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人権と意思を尊重し、それぞれの豊かな暮らしと自己実現に向け支援する。
- (2) 利用者、職員ともに、地域の中で暮らす住民として、地域の人々との交流を深め、家族、関係機関と連携し、地域福祉の推進に努める。
- (3) 職員は高い倫理観と専門性を持ち自己研鑽に努め、社会資源の構築及び社会貢献に努める。

3 重点事項

現在の更生園は、高齢化による ADL の低下や健康面で配慮が必要な方々がおられる一方、強度行動障害等行動面の支援を要する方々が混在しているなかでの暮らしが継続されている。限られた空間と設備、限られた人材の中、また社会資源を活用しながら、最大限の安全、安心、豊かな暮らしの実現を目指すよう下記の重点事項を定める。

- (1) 利用者一人ひとりの能力、障害特性等に応じた支援内容、活動メニューの充実を図り、意思確認を的確に行い個別支援計画に反映させ、それぞれの自己実現が達成できるよう努める。
- (2) 一人ひとりが暮らしやすい安心、安全な最善の環境作り等に関係機関と連携を図りながら行う。
- (3) 職員の人権意識、知識、支援スキルの向上の仕組みと人材育成を整え、利用者の権利擁護に努める。
- (4) 経営の健全化とサービスの充実を両立できるよう、全職員で運営の在り方について検証し、中長期的な計画を策定し健全な施設運営を図る。
- (5) 短期入所利用者や通所利用者の受け入れを行い地域に必要とされる事業所として、地域交流及び連携強化に積極的に取り組み、社会参加と社会貢献に努める。
- (6) 地域連携推進会議を開催し、地域に開かれた施設を目指す。

4 実施方法

(1) 暮らしと日中活動支援

- ア 利用者の個別支援を重視し、精神的に安定した時間が過ごせるよう連携して支援を行う。
- イ 地域ボランティア、専門講師などの資源を活用し、日課の充実、利用者の興味、意欲の引き出しを図り、生活の質の向上を目指す。また、新規ボランティアの開拓を積極的に行う。
- ウ 地域の他機関との連携を図り、外部に赴いての日課の充実等の機会をできるだけ設け、希望のある利用者には昼夜分離の活動が行えるよう支援する。
- エ 快適で暮らしやすい生活環境の整備に努め、計画的に改修工事等を行っていく。今年度は浴室改修工事を進め、快適で支援しやすい設備を検討していく。

(2) 利用者の権利擁護の推進

- ア 職員全体で研修計画に基づいた研修を受講し、介護技術や意思決定支援等の知識の習得に努め、重度・高齢・強度行動障害をもった利用者に快適な暮らしが提供できるよう、支援力の向上に努める。
- イ 虐待防止と基本的人権の尊重を図るために、自己評価、満足度調査等定期的に実施、振り返りを行う。
- ウ サービス向上を図るために、定期的委員会の開催、サービス状況評価の実施、振り返りを行い、より良いサービスへつながるように努める。

(3) ケアマネジメントの充実

- ア サービス管理責任者を中心として、ケアマネチームを組み、チーム間での統一した支援を行うようにする。
- イ 高齢者については身体介護を中心にすえ、本人の希望や思いに沿った生きがいのある生活を送ることができるよう支援するとともに、意思決定を尊重する。

(4) 健康的な生活と医療面の連携

- ア 介護・医療的支援の充実を図り、生活支援・看護・栄養等を包括し、一人ひとりが健康的な生活を維持・継続できるよう援助する。
- イ 日常的に医療行為を必要とする利用者及び服薬支援者の増加に伴い、医務と医療機関との連携強化を進め、看護師を中心に医療的リスクの軽減を図る。
- ウ 施設内の清掃・消毒を励行し、手洗い等の支援を強化し感染症の予防を徹底する。
- エ 栄養管理面から健康増進及び維持に取り組むとともに、給食委託業者と協力・連携し、適切な食事形態や食事介助の提供ができるよう医療機関や職種間での連携を図る。

(5) 日常生活の安心・安全と防災対策

- ア リスクマネジメントを強化し、各種マニュアルの定期的見直しを含め、生活や支援サービス中の事故の防止に努める。
- イ 療護園と協力し、現状に合わせた実践的な防災訓練に取り組み、非常・災害時の対

応を実施する。

ウ 地域の理解と協力を求めながら、防災等でお互いに連携し、支え合うことができるように努める。

エ 冬期間の除雪体制等検討し安全対策を強化する。

オ 感染防止を含む業務継続計画のその都度の見直しを行うとともに、環境面、設備面等整えながら事業運営を図る。

(6) 経営の健全化とサービスの充実の両立

ア 中長期的な計画の策定を行い計画実施とともに検証を行いながら、法令基準等を見据え経営の健全化と、サービスの向上となるよう施設運営に取り組む。

イ 全職員が連携・協力し、利用者支援サービスの向上を目指し、風通しの良い組織づくりに取り組む。

ウ 目標管理を行うことで、職員一人ひとりの振り返りとその後の職員としての成長と更なる就労意欲の向上を目指す。また、職員組織現状確認を行い、運営進捗に適切に反映させ安定性のある運営を目指す。

エ 業務改善や就労環境を整備し、働きやすく、働く喜びを感じることのできる職場づくりを目指す。

(7) 地域連携推進協議会の開催

ア 利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉についての知見者、市町村担当等を招集し、運営状況の報告、要望・助言等を聴く機会を設ける。

令和7年度 新潟県あけぼの園 運営方針
(長岡市柿町 88 番地)

<基本理念>

地域とともに笑顔あふれる未来づくり

1 基本方針

- (1) 利用者主体で、専門的、良質かつ適切なサービスを提供します。
- (2) 利用者の地域生活移行・地域での暮らしをサポートします。
- (3) 地域と連携しながら、当園が地域の社会資源の一つとして活動を担い、地域福祉の推進と人材育成に努めます。
- (4) 施設の効率的な運営、リスクマネジメント等の徹底に努め、運営体制の充実と強化を図り、利用者が安心して暮らせる施設づくりに努めます。
- (5) 相談支援事業所と密に連携を図り、適切なサービスを提供します。
- (6) 利用者の健康管理に努めるとともに、感染症予防に留意した支援を行います。

2 重点事項

- (1) 利用者サービスの充実・創意工夫を図り、支援員と専門職との連携のもとQOLの向上に努めるとともに、重度・高齢化及び強度行動障害に対応するためハード面・ソフト面での環境整備を推進します。
- (2) 令和5年度に受審した第三者評価の結果を受け、サービスの質の向上に向けた具体的な目標を設定し、中長期計画に沿って取り組みを行っていきます。
- (3) 地域生活移行に向けて、園内外の様々な活動を通じて経験し、利用者・保護者の思いや意向に寄り添いながら、丁寧に取り組んでいきます。
- (4) 積極的に地域の方々や実習生・ボランティアの受け入れを行い、交友関係や地域交流の拡大に積極的に取り組み、地域に開かれた施設づくりを行います。
- (5) 利用者の心身の特性を踏まえ、安心・安全・快適な生活環境づくりに努めるとともに、実効性の高いリスクマネジメントに取り組めます。
- (6) 相談支援事業所や関係機関と連携を図り、地域で生活されている在宅障害児・者の受け入れを積極的に行い、本人のニーズに合ったサービスを提供し、支援の充実を図ります。
- (7) 感染症予防において感染症対策を講じ、利用者の健康的な生活を確保するよう努めます。

3 実施方法

- (1) 利用者の基本的生活習慣に対する支援や介護を基本とし、日中活動を充実させ利用者のニーズに応じた様々な創作的・文化的活動、生産活動を提供し、個々のエンパワメントが発揮できる機会を設けていきます。また、重度・高齢化及び強度行動障害への支援、医療・健康管理等のスキルアップを図る為、園内外の研修を実施していきます。また施設の老朽化、利用者の重度・高齢化に伴う環境整備を計画的に実施し、生活環境を整備していきます。
- (2) 中長期計画に沿って、サービス向上の具体的な目標達成に向けて取り組んでいき、定期的に見直しを行っていきます。また、継続的に自己評価を実施していき、定期的な第三者評価受審に向けた取り組みを行っていきます。
- (3) 日中活動や施設外体験を通し、地域生活への関心を高め、その人らしい生活スタイルの選択肢を広げていきます。また、地域生活移行については利用者・保護者の意向を丁寧に確認していきます。
- (4) 利用者の地域行事の参加を推進し、地域住民との交流の場を設定し相互の交流を深め、地域の社会資源として地域に開かれた施設づくりを目指します。また、積極的に実習・ボランティアの募集、受け入れを行い、交友関係の拡大と地域福祉の推進に努めます。利用者及びその家族、地域関係者、市町村担当者等を招集し、施設の運営状況の説明、意見交換の機会の場として、地域連携推進会議を開催していきます。
- (5) 利用者が安全で安心した生活が送れるよう、ヒヤリハット・アクシデント・利用者、保護者からの意見を速やかに対応し、事故予防と再発防止に努め、実効性の高いリスクマネジメントの仕組みを構築するとともに、運営体制の充実と強化を図ります。
- (6) 相談支援事業所と連携し、通所生活介護事業及び指定短期入所事業、日中一時支援事業を通して在宅障害児・者のニーズを大切にし、当園のサービス資源を提供できる体制づくりを構築するとともに、サービス等利用計画書に基づき、施設入所者及び在宅障害児・者の個別支援サービス計画の提供と充実を図ります。
- (7) 利用者の健康管理に努めるとともに、感染症の流行状況を随時確認しながら、感染症対策委員会を定期的開催し、各専門職と情報の共有を図りながら感染症防止の対策を講じていきます。感染症に関する業務継続計画を随時見直し、職員の感染予防に対する意識を高く持てるよう感染症対策の周知、研修を実施していきます。

令和7年度 障害福祉サービス事業所みのわの里工房ますがた運営方針
(長岡市飯塚 1134 番地 3)

1 基本方針

- (1) 「工房ますがた」(以下「事業所」という。)は就労継続支援 B 型、生活介護事業を一体的に行う多機能型事業所として、利用者の日常生活全般の支援や居場所の提供、就労に繋がる支援や生産活動を行う。
- (2) 利用者一人ひとりの「はたらく」を尊重し、地域社会の中で働く場や機会を提供するとともに地域資源の活用、開拓を行いながら、利用者が豊かに生活するために必要な知識や技術の習得と向上を支援する。
- (3) 利用者一人ひとりの能力に応じた作業内容と作業量の提供を目指し、安定した工賃支給ができるよう、作業の効率化と開拓に努める。

2 重点事項

- (1) 利用者の意思と選択を重視し希望される地域生活を実現・継続するため、相談支援センター等の関係機関と連携を図り、自立と社会参加に必要なニーズを考慮して個別支援計画を作成し実施する。
- (2) 多様化する福祉ニーズや時代の流れに柔軟に対応し、より高度な知識と技術の習得を目指しながら、利用者の作業支援および就労に繋げるための支援がより適切に実行されるよう、職員研修を充実する。
- (3) 障害の重度化や加齢に伴う利用者の健康管理に重点を置き、利用者の心身の状態を的確に把握した上で適切な支援が継続できるよう、家族やグループホーム関係者、相談支援センター、医療機関等との連携に努める。
- (4) 日常の支援内容や事業所内環境等について、定期的に見直しができるよう「サービス向上委員会」を設置し、職員の権利擁護の知識や支援技術等の資質向上を図れるよう、チームとして積極的に取り組む。
- (5) 法人理念、ますがた理念の浸透を図れるよう、積極的に地域住民やボランティア等への働きかけを行い、より一層の地域交流、連携に努めるとともに地域(社会)貢献を模索し進めていく。
- (6) 利用者の尊厳が守られ、豊かな生活を送れるよう、権利擁護の観点から、虐待防止の取り組みを行う。

3 実施方法

(1) 就労継続支援 B 型事業

働く喜びや楽しさを実感しながら充実した生活が送れる日中活動の場を目指し、利用者への働きかけを通して自己決定できる環境をつくり、自らの責任で実現できるよう支援する。

- ① 既存の作業の生産性・正確性の向上を図り、生活のペースを安定させやりがいをもって通える場所づくりに努める。
- ② 製造・納品・販売・福祉協力事業などの作業や活動を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持する。
- ③ 新規作業の開拓や作業効率アップの工夫等にて、工賃向上を図り、効果的な取組を行うことで働くことの意義や経済活動の大切さが理解できるよう努める。

(2) 生活介護事業

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのある個別支援プログラムを設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。

- ① 通所時の健康チェックや排泄、摂食等の援助を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 集団での創作活動、運動を中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能の維持、向上を図っていく。
- ③ 音楽療法やダンスミュージックなどの外部講師による専門活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。

(3) 共通支援

- ① 持続可能で質の高いサービス提供の実現のため、利用者の意思決定を尊重したアセスメントを実施し、就労や自立した社会生活が可能となるよう支援する。
- ② 利用者の健康把握を行い、家庭やグループホーム等との連携を図りながら健康な生活が維持できるよう支援する。
- ③ 利用者個々のニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、メリハリをつけることにより日中活動の充実を図る。
- ④ 障害の重度化や高齢化、強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図り、利用者の変化に気づき対応できるよう、チームアプローチを行っていく。
- ⑤ 現利用者の通所を安定させるとともに、特別支援学校の実習受け入れや相談支援事業所と連携し、新規利用者の確保と利用稼働率の向上を目指す。

4 その他

- (1) 危険個所の点検・把握、ヒヤリ・ハット情報の共有等により、事故の未然防止を支援課会議やサービス向上委員会等を通して努める。
- (2) 職員研修等を通して、職員の資質向上とサービスの質の向上に努めるとともに、障害者虐待防止法の趣旨に鑑み、虐待防止検討委員会や事業所理念の設置運営により、その未然防止と啓発に努める。
- (3) 感染症予防に関わる情報共有や、研修を通して、健康の維持と、感染症流行時の業務継続の遂行に努められるよう体制を整える。

令和7年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里工房こしじ運営方針
(長岡市浦 4712 番地 1)

1 基本理念

「One Step 心豊かに尊重し合い、誇りをもって働こう」

2 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援する。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスを提供する。
- (3) 地域住民、関係機関との連携のうえ、事業展開を図る。
- (4) 4つの機能「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」「働く場」を地域社会の中に様々な社会資源と組み合わせて提供し、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努める。
- (5) 利用者への良質なサービス提供のために地域資源の活用を図る。
- (6) 全利用者・全職員の物心両面の幸福を追求すると同時に地域社会の発展に貢献する。

3 重点事項

- (1) 個々の能力、特性に応じた施設内作業の提供を行う。また、施設内に留まることなく、工賃向上や一般就労の促進を図るために積極的に施設外支援及び施設外就労支援を実施する。
- (2) 利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、自己実現に向けての個別支援計画を策定し、相談支援事業所と連携し利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (3) 利用者に対する虐待防止、事故防止への職員の意識を高め、リスクマネジメントの強化に努める。
- (4) 家族やグループホーム、関係機関との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (5) 感染症対策については、各事業所において行動計画または業務継続計画に基づき事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら業務継続を図る。

4 実施方法

(1) 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動、施設外支援及び施設外就労支援を通じて、就労、工賃の向上に対する知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。また、

新潟県の「工賃向上計画」を受け、「新潟県農福連携推進コーディネーター配置事業」「新潟県社会就労センター連絡協議会」との連携を強化し、県の清掃業務委託事業やアウトソーシング事業にも積極的に取り組む。安定した所得保障を目指し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

さらに工賃向上の為、自主製品として焼き芋の販売、障害者アートを活かした商品販売の継続を行う。

これらの多様な取り組みを実行することで、利用者に対し様々な機会と経験の場を提供し、基本理念である one step の実現を目指す。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

(3) 地域支え合い事業

高齢者及び障害者を対象とし、買い物支援等の地域貢献を通して、障害を持っている人たちが「福祉の受け手」から「福祉の担い手」を目指す。さらに、共生社会を実現するとともに地域からあの施設があつて良かったと思われる施設運営を通して社会福祉法人の使命を果たす。

5 その他

- (1) 利用者に安心安全かつ生活環境を提供するため、定期的な設備点検・防災訓練等を行い、良好な環境の整備と安全確保に努める。
- (2) 定期的に「苦情対応・虐待事故防止委員会」を設け気付きの報告書等の検証・分析を行い、リスクに対する情報を共有しながら、虐待や事故等の予防に努める。また、苦情や要望等に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら問題解決に努める。
- (3) 職員の資質向上を図るため、資格取得や各種研修に参加し、良質なサービスの狙い手としての知識技能向上に努める。
- (4) 目標管理制度の運用を通して、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (5) 地域住民との関わりとして古紙回収に取り組み、地域に根差した施設として認識してもらえるように努める。
- (5) 施設の老朽化に伴い、計画的に設備環境の改修を行い安全で快適な施設環境を整える。

令和7年度 障がい福祉サービス事業所
みのわの里ようこそ運営方針
(長岡市岩野1871番地1)

1 基本理念

- (1) サービス利用者、保護者、職員、皆が幸せを感じられ、自分や自分の大切に思う人が利用したいと思えるサービスを提供する。
- (2) 地域とのつながりを大切にいたします。

2 基本方針

- (1) サービス利用者、保護者、職員、ひとりひとりが基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重する。
- (2) サービス利用者の自立と自己実現を目指し、利用者中心のサービスを提供する。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、人と人、人と資源の繋がりを大切にし、地域の一員として地域づくりに貢献する。
- (4) 職員は、高い倫理観と専門性を持ち業務にあたり、地域住民や関係機関等と連携を図りながら社会福祉の増進及び社会貢献に努める。

3 重点事項

- (1) サービス利用者も職員も、お互いにひとりひとりの尊厳を守り、常に相手の立場に立って考えることで、「自分らしく豊かで充実した生き方」が送れることを目指す。
- (2) サービス利用者のアセスメントを適切に行い、確認されたニーズに基づいた、サービス利用者主体の支援計画を策定する。策定された支援計画に基づき、質の高いサービスを提供する。
- (3) 障害の重度化や様々な特性及び健康管理や身体状況の確認に努め、サービス利用者の心身の状態を的確に把握した上で適切な支援が継続できるよう、保護者、相談支援事業所やグループホーム等の関係機関、医療機関等との連携に努める。
- (4) 提供するプログラム・サービスを定期的に評価・点検し、変化するサービス利用者のニーズに応えられるよう企画・運営することで、サービスの向上と施設の活性化を図る。
- (5) 施設外日課・体験型活動等を通じ積極的に地域と交流する機会を増やし、地域社会との共生を推進する。また、地域の状況を確認し、積極的に課題解決に向けた取り組みを行う等、地域の障害福祉に貢献するよう努めていく。

- (6) 個々の職員のスキルに合わせた職員研修を計画的に行い、支援サービスの専門性をもって障害の多様化と多岐にわたるニーズに適切に対応できる職員のスキルアップに取り組む。同時に、モチベーションの維持向上や、やりがいを感じられる取り組みを行う。
- (7) 安心、安全で継続的にサービスを提供できるよう、自然災害及び感染症への対策を講じる。また、リスクマネジメントの意識を強化しながら、環境整備及びリスク回避に努める。

4 実施方法

- (1) サービス利用者の人権を守り、主体的な意思を尊重する支援
 - ア 人権擁護や接遇の向上を目指し、定期的にセルフチェックを行うとともに、関連する研修会等に職員を積極的に派遣し、常に基本的人権と尊厳を意識したサービス提供に努める。権利擁護委員会を中心に様々な取り組みを行っていく。
 - イ サービス利用者が主体的にサービスを利用できるよう、分かりやすい情報提供と意思確認・自己選択に必要なコミュニケーションツールの活用、環境設定を図る。
- (2) 日課プログラムの企画・編成
 - ア 日課プログラムについては、内容や方法について評価し改善を行う。また、既存のものにとらわれず、新規企画・編成等、柔軟に対応する。
 - イ サービス利用者のニーズに合わせ、少人数での活動や個別の空間づくりを工夫して行う。
- (3) 地域との連携
 - ア 地域の一員として地域行事への積極的な参加や資源回収活動、日課活動の提供などを通じた住民の皆様とのふれあいを大切にし、障害福祉の啓発とサービス利用者の社会性の向上を図る。
 - イ 地域の課題について確認し、関係機関との連携や自立支援協議会等への積極的参加を通じて、課題解決に向けた取り組みに貢献する。
- (4) 防災・防犯対策の強化と生活環境の衛生管理の強化
 - ア 近年の大規模で多発化する自然災害に対し、被害の実態を検証した上で、必要な対応策を講じ、サービス利用者と職員の安全を確保する。
 - イ 避難訓練については様々な災害に対応できるよう、想定を変えて定期的を実施し、サービス利用者と職員の防災意識の向上と実態に即した職員の避難誘導手順の習熟を図る。
 - ウ 地域とのつながりこそ最大の防犯対策という意識のもと、地域での活動を積極的に行うとともに、有事の際の対応マニュアルの周知と定期的な防犯訓練に取

り組む。

- エ 感染症対策委員会を中心に、日常的な衛生管理を見直し、サービス利用者・職員の衛生意識を向上させ、感染症予防対策を徹底して行う。また、給食の配膳補助や食品類を扱う日課・行事等に携わる職員については、食品衛生に係る知識や手順を熟知し、制度・規則に則り取り扱いに留意する。
- オ 事故防止委員会を中心に、リスクマネジメントの意識を醸成し、インシデント及びアクシデント記録等から分析を行い、安心安全な環境整備とリスク回避スキルの向上に努めていく。

(5) 施設経営・運営・労務管理等の適正な運用

- ア 障害者総合支援法をはじめとする法令・制度に準拠した施設経営や運営の内容を定期的に確認し、コンプライアンスの実践に努める。
- イ 利用実績等の正確な集計を行い、請求業務に支障が無いよう努めるとともに、報酬及び加算の適用に過不足や遺漏がないよう、適正な施設会計に努める。
- ウ 職員の業務内容及び健康管理などに留意し、働きやすい職場環境及び適正な労務管理に努める。

(6) 職員の資質と専門性の向上

- ア 様々な障害特性に対し、専門的で高度な支援サービスを提供できる人材を育成するため、障害特性に応じた各種支援プログラム等の実践的な研修会等に積極的に職員を派遣する。
- イ 別に定めた「みのわの里ようこそ職員行動規範」を日常の支援・介護サービスの中で順守し、職員が一致してみのわの里ようこそそのサービス向上に向け取り組めるよう、風通しの良い職場環境を作る。

令和7年度 障害福祉サービス事業所みのわの里スリージョブながおか
運営方針
(長岡市浦 9750 番地)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と明記されている。当事業所もその目的に従い、以下の方針を定める。

- (1) 就労移行支援事業所として、利用者ひとり一人の就労ニーズを把握し、企業との適正なマッチングを図ることで、当事業所から一般就労された利用者が地域の中で自立した生活を送り、自己実現を果たせるよう努める。
- (2) 当事業所が専門的な就労支援を提供することで、安定的に継続して職業生活を送るためには就労移行支援、就労定着支援の利用が有効であるということを地域の企業や一般就労を目指す障害のある方に理解し、認めてもらえるよう努める。
- (3) 当法人の理念に則り、障害福祉サービス事業所として地域の中で埋もれているニーズ等に積極的に関わり、地域の中にある就労移行支援事業所としての役割を果たせるよう努める。
- (4) 当事業所の就労移行支援を利用される方が一般就労という目的に向かって安心して取り組めるように快適な環境づくりに努める。

2 重点事項

- (1) 就労移行支援の使命である一般就労に向けて、令和7年度の就職者数6名と6ヵ月定着率100%を目指す。
- (2) 就労移行支援事業の特性上、就職者が出ると利用者数は減少することは必然である。従って、常に新規利用者を確保する姿勢で事業所運営を行う。
- (3) 利用者ひとり一人の就労ニーズに可能な限り対応できるよう、個別スペースの提供等を行い、事業所内の設備環境等を整える。
- (4) 目標管理制度の中で、職員面談を実施し、各職員が年度を通して目標を持ち、就労支援の専門的知識や支援技術など、必要なスキルを身に付けられるように制度の定着を目指す。
- (5) 昨今の気候変動により、災害の危険性が高まっているため、防災体制等を確実に整備し、利用者が安心、安全に当事業所を利用できるようにしていく。
- (6) 地域の中にある日中活動系事業所として地域貢献を推進し、地域の中に「あって良かった」と思われる活動をしていく。
- (7) 感染症対策を継続して実施し、安定的に事業所運営ができる体制や環境を整備し、利用者に必要な就労支援が安定して行えるようにしていく。

3 実施方法

(1) 一般就労への強化推進

- ア 就業・生活支援センター、ハローワーク等就労支援関係の機関との連携を深め、利用者ひとり一人の就労ニーズに合った就労支援の計画的遂行を推進する。年間の中で関係機関との就労ケース会議を実施し、当事業所の利用者の就労準備段階等を共有して就労支援を進めていく。
- イ 就労支援におけるケアマネジメント体制の充実強化を図る。具体的には就労アセスメントの様式整備等を進めることで、個別支援計画を中心とした一人ひとりに合った就労支援を提供できるよう推進する。
- ウ 当事業所の就労支援の特徴である、施設外就労を活用した実践的な就労支援プログラムの内容を充実させる。就労経験プログラムとして有効な施設外就労先の開拓等を継続しながら、プログラムとしての有効度を精査し、必要に応じて就労経験プログラム全体の整理を行っていく。
- エ 「就労アセスメントシート」等の就労支援ツールを活用し、実際に働き続けるといった視点での就労支援技術を職員が身に付けられるようにする。事業所の研修計画に沿って、新たに実施される基礎的研修等の受講等に積極的に職員を派遣する。
- オ 株式会社 **Kaien** とのパートナーシップ契約を継続し、一般就労に向けて必要な職業訓練（就労講座プログラム＜講義＞、＜実技＞）の内容をより実践的なものへと進化させていく。
- カ 新型コロナウイルス感染症の流行以降、働き方の多様化が進み、障害者雇用枠におけるオンラインでの在宅就労も全国的に進んでいる。株式会社 **manaby** の『Works e ラーニングサービス』を導入することで在宅就労希望者等にも対応できるよう在宅就労支援の整備に努める。

(2) 新規利用者確保の強化推進

- ア 障害の特性や職業準備性の段階等を踏まえ、早い段階、期間での就労を希望される方にはその希望に応じたスケジュール感で就労支援を提供できるようにする。就労移行支援は原則2年ないし3年利用してから就職といったマイナスイメージを改善し、新規利用者の獲得を目指す。
- イ 高等総合支援学校をはじめ、学校関係と緊密な連携を図り、一般就労を目指す卒業生の受け皿として認めてもらえるよう努める。
- ウ 就業・生活支援センターや長岡地域若者サポートステーションとの連携等を図り、地域に埋もれている発達障害等の方が就労を目指すための利用ができるように努める。
- エ 令和7年度10月より新たな就労系サービスである「就労選択支援」の創設が決定している。新サービスとの連動や関係機関との連携により、新規利用者の確保に繋げていく。
- オ 株式会社 **manaby** の『Works e ラーニングサービス』の利用と、**WASASUNU Market** との連携により、在宅就労支援を提供し、新規利用者の確保に努める。

(3) 事業所内の設備環境整備

- ア 株式会社 Kaizen の職業訓練プログラムと株式会社 manaby の『Works e ラーニングサービス』の効果が得られる設備環境（IT 環境等）となるよう利用者の意見を聞き、必要な整備を行っていく。
- イ 利用者と協力しながら、事業所内を常に清潔に保ち、一般就労を目指す事業所としての自覚を持ちながら日々の運営に努める。
- ウ 事業所内にアールブリュットの作品展示等を行い、美化を推進するとともに、障害がある方の芸術活動が地域の中で認められるよう貢献していく。
- エ 今後の利用者の通所手段を確認しながら、来迎寺駅までの送迎支援や駐車場の安全確保を行い、必要な環境整備を行う。

（４） 目標管理制度の実施

- ア 「みのわの里スリージョブ」ながおか目標管理制度」実施要項に則り職員の目標管理を実施する。職員一人ひとりがやりがいを持って業務に取り組める効果的な目標を立て、実施できるよう努める。
- イ 虐待防止チェックリスト等を活用しながら職員の悩みや不安などを把握し、面談等で改善や解消できるよう、より良い就労支援環境づくりに努める。
- ウ 「階層別スキルと研修モデル～サービス実務担当者編～」に則り事業所内の研修計画を充実させ、職員が効果的にスキルアップできるよう努める。オンライン研修の増加など研修の実施方法も変化が見られるため、必要な研修が受講できるよう IT 管理課等と調整していく。

（５） 防災体制の整備強化

- ア 定期的な防災訓練を通して、職員及び利用者の安全と防災の意識向上に努める。
- イ 防災マニュアルを定期的に見直すとともに、整備が必要なものはマニュアル作成を行い、災害時に機能するものとして整備を行う。
- ウ 「虐待防止・事故防止検討委員会」を毎月開催し、気づきの報告書の改善内容の検討及び共有化を図り事故の再発防止、未然防止に取り組む。

（６） 地域貢献活動の実施

- ア 越路浦地区の一員としての自覚を持ち、地域のクリーン作戦等への参加を検討していく。
- イ フードバンク新潟の寄付事業や「地域で子育て～にいたっちプロジェクト」の募金型自動販売機を設置し、地域貢献に取り組んでいく。

（７） 感染症対策の継続実施

- ア 当事業所の行動計画及び業務継続計画を定期的に見直し、感染症が流行しても利用者に必要な就労支援を提供できるように努める。
- イ 感染状況に応じ、在宅就労支援等の提供も検討し、必要な準備を進めていく。
- ウ 感染状況に応じ、就労移行支援プログラムの内容等の変更についても柔軟に対応できるよう努める。

令和7年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里工房ゆきわり運営方針
(長岡市小島谷3272番2)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、個々のニーズに応じた支援に努め、安心してその人らしく生き生きと地域生活が送れるよう支援する。
- (2) 個々の能力や特性に応じた支援を行うとともに、地域社会や家族との連携を深めその人らしい自己実現が図られるよう必要なサービスを提供することで、社会資源としての役割を担い、地域に貢献する。

2 重点事項

- (1) 法人理念である「共に汗を流そう、地域の為に『お互い様』でずっと暮らそう。」をもとに工房ゆきわりの理念、「感謝と笑顔を大切に地域の中で生き生きと」をそれぞれの地域の中に根差していくことを目指していく。
- (2) 利用者の基本的人権を尊重し、個々のニーズや障害特性に基づいた個別支援計画を作成し利用者中心の必要な支援や良質なサービス提供に努めるとともに定期的な見直しを実施する。
- (3) 利用者の健康把握を行うとともに、家族との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (4) 利用者に安心・安全で快適な生活環境を提供するため、避難訓練や定期的な設備点検を実施し良好な環境の整備と安全確保に努める。
- (5) 地域行事や地域活動など社会参加の機会を持ち、地域や家族との交流を深め福祉的サービス事業所としての役割を果たす。
- (6) 様々な障害特性に応じた適切なサービスを提供するために専門知識や支援技術の習得、職員全体の資質向上をめざし研修内容の充実を図る。また、苦情・虐待・事故等の未然防止と啓発に努め体制や意識を養っていく。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業（B型）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所内における生産活動及び施設外就労、施設外支援や外部の地域資源等活用その他の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力、働く意欲が向上するよう支援する。

(2) 生活介護事業

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、食事や排泄支援、創作活動やスポーツ活動、社会参加活動など様々な機会を提供し、個々の特性に応じて地域社会の生活実現のための支援をする。

(3) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動等や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現と継続のための支援をする。

4 その他

- (1) 建物を ZEB 化し太陽光発電パネル導入により省エネ、環境への配慮、快適性の向上を推進し、さらに災害等の非常時において電源を確保し避難場所として活用してもらうよう地域と連携を図るとともに、積極的に社会貢献に努めていく。
- (2) 気づきの報告書等を検証分析し、再発防止に努めリスクマネジメント体制の強化を図るとともに、虐待や事故防止等の予防に努める。また、苦情や要望に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら問題解決に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの意志や人格を尊重し、人権侵害の問題や虐待防止に向けた体制や啓発研修の充実を図り、職員の人権の意識を高めていく。
- (4) 利用者支援の充実を図るため利用者ニーズの把握に努め、市町村及び関係機関と情報交換、連携しサービスの向上を目指す。
- (5) 自己評価の実施や業務の改善、法人内部監査を通じて施設運営状況を的確に把握し、より質の高いサービスの提供に繋げて事業所の資質の向上に努める。
- (6) 目標管理制度の運用を通して、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (7) 感染症対策の取り組みとして事業所における行動計画または業務継続計画を適宜見直し、事業所運営が継続できる体制及び環境を整備し、感染予防に努めながら事業継続を図っていく。

令和7年度 障害福祉サービス事業所 みのわの里工房みつけ運営方針
(見附市学校町1丁目9番5号)

〈基本理念〉

「チャレンジ！ 生き活きと輝いていこう

～その人らしく豊かな地域生活ができるよう心に寄り添います～」

1 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりが分け隔てられることなく、自らの意思で自己選択・自己決定し、その人らしく生き生きとした地域生活が送れるよう支援する。
- (2) 一般就労を目指した訓練や雇用の場の確保に努めると共に、個人個人のニーズや年齢にあった福祉的就労の場の充実を図り、利用者の社会自立と自己実現を目指すよう支援する。
- (3) 地域に根差した事業所として地域福祉の一端を担い、地域住民との交流・連携を図り地域福祉の発展に貢献する。

2 重点事項

- (1) 利用者の意思を尊重し、利用者一人ひとりがその能力を発揮できるよう、専門性を活かした良質なサービスの提供に努める。
- (2) 利用者一人ひとりの年齢や障害特性、ニーズ・課題に対するアセスメントを十分にを行い、それぞれの利用者に応じた支援に努める。
- (3) 職員の資質の向上を図るため、職員研修に積極的に取り組み、職員の専門的知識や支援技術等の習得・向上に努める。
- (4) 利用者に対する虐待防止、事故防止、権利擁護への職員の意識を高め、リスクマネジメントの強化に努める。また、各委員会を通じて事業所のサービス向上に努める。
- (5) 地域の受け皿という意識を持ち、行政や学校などの関係機関との連携を密に行い、多様化するニーズに対して適切な支援をできるように努める。
- (6) 地域の様々な社会資源の活用や交流の機会を持ち、事業所の周知、地域との関係強化に努める。

3 実施方法

(1) 就労継続支援B型事業

- ア 福祉的就労の場として、個々の能力や障害特性に応じた作業内容を提供し、やりがいや生きがいが得られるように支援する。
- イ 施設外就労、施設外支援の機会を提供し、能力や技術の向上が図られた場合は、関係機関と連携し、就労に向けた支援を行う。

- ウ 基本的なマナーやルールの習得、及び「働く力」、利用者自身に責任と自信が身に付くように座学を行い、就労に必要な知識や技術等が習得できるように支援する。
- エ 作業量の確保と自主製品等の企画検討を行い、工賃向上への取り組みに努める。

(2) 生活介護事業

- ア 社会の一員としての自覚を持てるように、生産活動の取り組みを促す。また、障害特性に応じた作業内容と作業方法の提供を行う。
- イ 創作活動やスポーツ活動、社会参加活動など様々な経験を積み、生きがいを持って、その人らしい心豊かな地域生活を実現するように支援する。
- ウ 高齢や重度・重複障害を持つ利用者に対し、適切な介護サービスや送迎サービスを提供する。

(3) 日中一時支援事業

- ア 生産活動や余暇支援を通じて、体力づくりや社会参加、精神的成長、社会的ルールの体得等、その人らしい心豊かな地域生活の実現のための支援に努める。
- イ 特別支援学級・特別支援学校等の児童の放課後支援や長期休暇中の日中活動支援を行い、余暇活動を通して社会性やルール・マナー等の体得の機会を提供する。

4 その他

- (1) 利用者に安心安全かつ清潔な生活環境を提供するため、定期的な設備点検・防災訓練等を行い、良好な環境の整備と安全確保に努める。
- (2) 気付きの報告書等の検証・分析を行い、リスクに対する情報を共有しながら、虐待や事故等の予防に努める。また、苦情や要望等に対しては真摯に受け止め、誠実かつ適切に対応しながら問題解決に努める。
- (3) 少子高齢化、独居化、貧困等の社会課題へも考慮しながら、様々な事業所や自立支援協議会と連携を図っていく。
- (4) 職員の資質向上を図るため、資格取得や各種研修への積極的な参加を図り、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上、自己研鑽に努める。
- (5) 目標管理制度の運用を通して、自己評価と職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (6) 感染症対策については、常に職員一人ひとりが感染予防への意識を高く持ち、利用者及び家族にも感染予防の徹底を呼びかけ、さらに事業所の行動計画または業務継続計画を適宜見直し、事業運営が継続できる体制と安全で安心な環境整備に努めていく。

令和7年度 障害福祉サービス事業所

みのわの里 ワークセンターみつけ中央（多機能型）運営方針

（見附市葛巻1丁目1840番地1）

<基本理念>

- ・ 感謝の心とあふれる個性を大切にします。
- ・ 安心、喜び、豊かさ実現のためのサポートをします。

1 基本方針

- （1）利用者の基本的人権を尊重し、利用者自らが自分の意思で自己選択・自己決定しながら、生まれ育った地域の中でその人らしく生き生きと生活できるよう支援する。
- （2）利用者の安心・安全を守り、利用者一人ひとりが個々の能力を発揮し、活躍できるよう良質で専門的なサービスを提供する。
- （3）利用者の自己実現と社会的自立を推進し、地域住民、関係機関等と連携を図りながら、地域に根差した事業所として貢献できるよう事業展開を図る。
- （4）グループホームのバックアップ施設として、「坂の上の家」の利用者が地域の中で地域住民の一人として心豊かに生活できるよう連携を図りながら支援する。

2 重点事項

- （1）利用者の基本的人権を尊重し、幅広い選択肢の中から自己選択・自己決定が行えるよう意思決定支援に努める。また、職員は自己の振り返りを行いながら倫理観を持って職務にあたり、利用者の人権擁護に努める。
- （2）利用者に安心安全で良質なサービスを提供するため、定期的に事業所内外の設備点検・環境整備を行う。また、快適で衛生的な空間の提供に努めるとともに、感染症対策を講じ、利用者や職員の健康と安全を確保するよう努める。
- （3）様々な作業種目や企業実習・施設外就労等の機会を提供し、利用者に適した職種を模索しながら自立（自律）に向けた支援に努める。また、利用者が地域社会の一員として働くことができるよう、関係機関との連携を図りながら、就労の促進に努める。
- （4）経営の安定化を図るため、利用者定着とその確保に努める。

3 実施方法

（1）就労移行支援事業

ア 利用者・家族等のニーズ、障害特性や能力を個別支援計画に反映させ、事業所での作業訓練等を通じて適性を把握し、働くために必要な体力・気力・技術等を身につけ、その向上を図る。また、企業実習・職場訓練・施設外就労等の機会を設け、個々の課題を見い出しながら、就労に向けた必要な支援を行う。

イ 社会人の基本となる整容・清潔、ルール・マナー、知識等を習得し、職場で必要なコミュニケーション力を育成するため計画的・系統的に座学の機会を設ける。

ウ 様々な場面や体験を通じて把握した利用者個々のサポート方法、得意・不得意

な点、配慮を要する部分等を明確にし、就労をサポートする。

エ 障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、テクノスクール等と連携して情報の収集・共有を行い、個々に合った企業実習や就職先を開拓し、就労の促進を図ると共に、就労後の職場定着支援に努める。

(2) 就労継続支援B型事業

ア 福祉的就労の場や施設外就労の機会を提供し、社会の一員として責任をもって働く喜びや生きがいを得ることができるよう支援に努める。

イ 利用者・家族等のニーズ、障害特性や能力を個別支援計画に反映させ、その人に適した作業環境・作業内容を提供し、基本的な技術や知識、社会生活に必要なルール・マナー等が身につくよう支援を行う。

ウ 作業工賃の向上を目指し、作業内容の細分化や補助具の工夫を行いながら作業環境を整え、利用者個々のスキルアップを図りながら生産力の向上に努める。

エ 自主製品の開発・制作、販路開拓に努め、販売活動を通じて情報発信しながら、地域との交流の機会を持つ。

(3) 日中一時支援事業

ア 地域で生活する方々で支援を必要とする人に対して、生産活動を通じた就労体験の場を提供し、働く意欲や生きがいを見出す機会とする。

イ 自宅に引きこもりがちな方々の生活リズムを整える場、生活意欲等を導き出す場として、その機会を提供する。

ウ 地域資源を活用し、社会参加や余暇的な活動を通じて地域生活に必要な社会性やルール・マナーを身に付ける機会を提供する。

(4) 経営の安定化を図るため、今後の利用者の見込み数に着目しながら適正な利用定員、定員割合を継続して検討する。また、法人内相談支援センターとも連携しながら地域のニーズや状況について情報共有を図る。

4 その他

(1) 緊急時・災害時に適切に対応できる体制を整備・検証し危機管理に努める。また、利用者・職員の防災に対する意識の向上に努め、緊急時や災害時に冷静に判断し行動できる力を養う。

(2) 事業所内の苦情、虐待・身体拘束適正化・事故防止委員会で検証した内容を職員間で共有し、未然防止に努める。

(3) 新型コロナウイルス感染症含め、感染症対策に努めるとともに地域の感染症の流行状況を確認しながら適宜業務継続計画等の見直しを行う。また、衛生委員会・感染症対策委員会と連携し、感染症対策に努める。

(4) 提供するサービスの質の向上を図るためマニュアルの整備・改善を行い、標準化された良質なサービスの提供に努める。

(5) 支援を通して知り得た個人情報に関しては、その情報の保護・管理に努める。

(6) 地域への情報発信に努め相互に情報共有を行いながら、地域との交流を深める。

(7) グループホームのバックアップ施設として、職員間で日々情報を共有し、連携を図りながらグループホームの利用者が安心安全に過ごせるよう努める。

令和7年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里ワークセンター北陽運営方針
(長岡市稲保1丁目306番地4)

1 基本理念

「笑顔で働く 感謝して働く 夢をもって働く 私たちは豊かな未来をつくります」

2 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を営めるよう支援する。

3 重点事項

- (1) 就労継続支援事業B型では、体力の低下や加齢等の理由により、一般就労が難しい利用者に対して、やりがいや生きがいを得られるよう、一年を通して安定した生産活動の提供に努める。
- (2) 一般就労を希望している利用者には、総合的な意味で「働く力」が身に付けられるように支援を行い、企業への実習や職場探し等を積極的に努める。
- (3) 利用者個々の能力、特性を考慮しながら、実習先の開拓、能力の向上に努める。
- (4) 地域における公益的な取り組みの実施や、地域の活動に積極的に参加することで地域に根ざした施設として認識してもらえよう努める。

4 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労支援を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施する。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や生産活動を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく

心豊かな地域生活の実現ための支援をする。

5 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の充実と強化に努める。
- (2) 利用者、家族、地域住民の要望に応えられるよう努力する。
- (3) 地域住民との関わりについては、古紙回収や地域の祭りへの参加、さらに積極的に社会資源を活かすことで、親しまれる施設を目指す。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応、虐待事故防止委員会」を設け、「気付きの報告書」によるリスクの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実に努める。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (8) 定期的に現行の作業内容の見直しを行い、また必要に応じ新規作業へも取り組み、より効率的に就労授産収入を増やすことで、利用者の工賃向上を目指す。
- (9) 職員の資質向上を図るため、資格取得や各種研修への積極的な参加を図り、良質なサービスの担い手としての知識と技能向上に努める。
- (10) 目標管理制度の運用を通して、職員一人ひとりがやりがいをもって働くことのできる職場を目指す。
- (11) 感染症対策については、常に職員一人ひとりが感染予防への意識を高く持ち、利用者及び家族にも感染予防の徹底を呼びかけ、さらに事業所の行動計画または業務継続計画に基づいて、事業運営が継続できる体制と安全で安心な環境整備に努める。
- (12) 福祉サービス第三者評価については、令和9年度に受審する計画を立てている。令和7年度では、受審に向けての第一歩として、自己評価票を試行的に実施、職員の意思統一を図る。

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業所
みのわの里工房かわさき運営方針
(長岡市川崎町 1963 番地 1)

1 基本方針

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法とする)に基づき、就労継続支援事業(B型)・生活介護事業の多機能型事業所として、利用者の基本的人権を尊重し個々のニーズに応じた支援に努める。「暮らしの場」「日中活動の場」「社会参加の場」を地域の社会資源と組み合わせ、家族や関係機関と連携をとり福祉サービスの提供に努め、地域社会で暮らせるようすると共に地域に必要とされる施設運営に努める。

施設での作業を主とし社会自立を促進する「就労継続支援」及び創作活動、生産活動を体験する「生活介護」事業の福祉サービスを提供する。福祉的就労の場及び創作活動の場として、個々の能力、特性に応じた作業、生産活動及び文化的活動の機会を提供することで、その人らしい社会の一員としての自覚と生きがいを持ち、明るく、楽しく、豊かな地域生活が送れるよう支援する。

2 重点事項

- (1) 利用者一人ひとりのニーズや特性に基づいた個別支援計画書を作成し、適切な支援、良質なサービスを提供する。
- (2) 利用者の健康把握、通院支援等を行うとともに、家族やグループホーム等との連携を図り、健康で豊かな生活が継続できるように支援する。
- (3) 利用者の特性、能力に応じた授産作業の提供と事業所外作業の提供に努める。
- (4) 日中活動の場と生活の場との連携を図り、必要なサービスを効果的に提供できるように努める。
- (5) 定期的な環境整備に努めるとともに、危険個所の点検、インシデント・アクシデント情報の共有、分析等により、事故の防止に努める。
- (6) 職員の資質の向上を図るため、職員研修に積極的に取り組み、職員の専門的知識や支援技術等の習得・向上に努める。
- (7) 各施設相互の連携と円滑な運営を図るとともに、安定的な事業所経営努め利用者のサービスの質の向上に努める。
- (8) 利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、人権侵害の問題や虐待防止に向けた体制や啓発研修の充実を図り、職員の人権擁護の意識を高めていく。
- (9) 高齢利用者への適切な支援を行うと共に年齢に応じた日課、生きがいを感じられるような日課の提供に努める。
- (10) 感染症対策については、常に職員一人ひとりが感染予防への意識を持ち、利用

者及び家族にも感染予防の徹底を呼びかけ、さらに事業所の行動計画または業務継続計画に基づいて、事業運営が継続できる体制と安全で安心な環境整備に努めていく。

3 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設内における生産活動及び施設外活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のため必要な就労支援を実施し、地域社会の一員としての実現のための支援をする。
- イ 作業を通じて連帯感や協調性を養い、仕事に対する楽しさ、収入を得る喜びを体験し、充実した日々を送れるよう支援する
- ウ 日課において作業のみという単調なものにならないよう行事、外出する機会等を通じて社会性の向上を図り、生活意欲を高める支援を心掛ける。

(2) 生活介護事業

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄、入浴及び食事の支援、創作活動又は生産活動の機会を提供し、個々の特性に応じて地域社会での生活実現のための支援をする。
- イ 地域の空き缶回収等を通じて社会体験の場を提供し、社会参加の促進と地域住民との交流を深められるよう支援に努める。
- ウ 現サービス内容を検証し、新たな生活介護プログラムの開拓や見直しを行い、利用者の特性や関心に応じたサービスを提供できるように努める。

(3) 日中一時支援事業

利用者が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、文化的活動や余暇支援を通し安定した生活が送れるよう、活動の場を提供し支援をする。

4 その他

- (1) 地域との良好な関係を構築していき、地域から親しまれる施設を目指し、地域住民との相互交流を積極的に図っていく。
- (2) 職員が適正な労働時間の中で、利用者支援の質の向上に努めながら、働きやすい職場環境が構築できるよう、支援及び業務内容の見直しを行う。

令和7年度 障害福祉サービス事業所みのわの里ゆうあい運営方針
(長岡市浦字中の坪 528 番 4)

<ゆうあい基本理念>『その人らしく、自分らしく、笑顔で過ごそう』

1 基本方針

- (1) 地域共生社会の実現と参加のために、利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の自立と自己実現を目指す。そのため利用者のニーズに基づく利用者中心のサービスを提供することを使命とする。
- (2) 障害者総合支援法の目的に沿って、障害のある方がこの地域社会に生活していることが当たり前であるという前提で運営に努める。
- (3) 法人基本理念およびゆうあい基本理念を合言葉に、障害者が地域社会でその人らしく笑顔で普通に暮らすことができるように、学校等関係機関並びに市内の障害福祉サービス事業所、法人内の各事業所と連携し、社会資源の構築を積極的に推進する。

2 重点事項

- (1) 地域に必要とされる事業所として、地域との交流及び連携強化に積極的に取り組み社会参加と社会貢献に努める。
- (2) 職員の人権意識、知識、支援スキル向上のための仕組みを再構築し、利用者の権利擁護に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの能力に応じた日中活動の機会を提供するために、生活支援、文化的創作活動等を充実させ、利用者一人ひとりの自立と自己実現を達成できるよう努める。
- (4) 利用者が安全・安心、快適に生活することができるよう防災及び施設内設備の点検、環境整備、美化・衛生に努める。
- (5) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性やニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づいた利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (6) 通所生活介護事業所として、定員上限（125%）まで利用者の受け入れを実施し、地域の社会資源としての役割を果たすように努める。

3 実施方法

- (1) 地域交流及び社会参加、社会貢献を推進する。
 - ア 古紙回収やメール便、地域支え合い活動等の地域貢献活動に取り組み、障害が重い方でも地域を支える市民として活動できるように支援する。

- イ 地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長を促し、社会的ルールを学び、その人らしく心豊かな地域生活の実現するために社会体験活動（土曜日の施設開放）を実施する。
 - ウ 地域との理解、交流を深め、防災等でお互いに協力し、支え合うことができるよう地域生活推進協力会議を開催する。
- （２）利用者の権利擁護を推進する。
- ア 職員全体で様々な研修を通して権利擁護について考え、重度・重複障がい利用者に快適な日常生活を過ごしていただけるように支援する。
 - イ 利用者が安全で安心した生活が送れるよう、「インシデント」「アクシデント」に対し、速やかに対応し再発防止に努め、構築したリスクマネジメントの仕組みの活性化に取り組む。
 - ウ 虐待防止委員会・研修及び身体拘束廃止に向けた委員会・研修を定期的に開催し、職員間の意識向上に努める。
- （３）生活支援、文化的創作活動等の充実強化に努める。
- ア 地域のボランティアや地域の専門講師等と協力し、利用者の興味や意欲、生活の質が向上するような多種多様な文化的創作活動を提供する。
 - イ 利用者の個性を尊重し、安定し落ち着いて過ごすことができるように支援する。
- （４）防災面での安全対策及び環境整備、利用者の健康管理、衛生管理を推進する。
- ア 各種支援マニュアルを定期的に見直し、サービスの標準化、事故防止に努め、利用者が安心・安全で快適に過ごすことができるように支援する。
 - イ 看護師を中心に日常的に利用者の健康管理に努めるとともに、保健衛生計画に則り、感染症予防、健康診断、衛生指導等を実施する。また、感染症対策委員会・研修・訓練を開催し、職員の意識向上を図る。
 - ウ 多発する自然災害、緊急時に対して適切に対応できるように、地域及び関係機関との連携強化の具体的な取り組みに着手する。
 - エ 開所から１０年以上が経過したことから、施設内外の設備の点検・修繕箇所の把握をおこない、修繕中長期計画の作成に着手し、法人内での優先順位の調整を図る。
- （５）職員の専門性、サービスの質の向上およびケアマネジメント体制の充実強化に努める。
- ア 多様化した障がいに対して専門的な支援を提供するため、積極的に外部研修に派遣し専門知識・支援技術の習得に努めると共に、実際の支援の現場にフィードバックする。
 - イ サービス管理責任者を中心とし、ケースグループ及び各利用者担当がご本人、ご家族のニーズを確実に把握したうえで個別支援計画を作成する。職員全体で個別支援計画を共有し、利用者の自立と自己実現のために統一した支援を実施する。

(6) 限られた環境での利用者受け入れ継続のため、利用者が過ごしやすい生活環境づくりを更に推進する。

ア 作業室のレイアウト変更等を行い、利用者が安心して快適に過ごせる環境づくりを実施する。

イ 専門的な空間（スヌーズレンルーム等）の整備に着手したことから、利用者が落ち着いて静かに過ごしたい時にいつでも利用できる環境提供を継続して検討、実践していく。

令和7年度 障害者福祉サービス事業所
みのわの里スマイルセンター三喜運営方針
(長岡市堺町字江底 712 番地 1)

1 事業所基本理念

『その人らしい「生きがい」を共に探していきます』

2 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、より質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出し、その人らしい自立した社会生活を明るく、楽しく、生きがいをもって営めるよう支援する。

3 重点事項

- (1) 「福祉的就労の場」として働く場と機会を提供するとともに、「三喜商事株式会社」の中にある福祉事業所という特色を活かし、利用者が生き生きと充実した日々を過ごせるよう支援する。また、社員と一緒に働くことで、職場でのマナーや身だしなみの大切さを学び、社員を含めた周囲の支援者に認められることで「やりがい」へと繋がるよう支援する。
- (2) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強みに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (3) 一般就労を希望している利用者には、企業への実習や職場探しを積極的に勧めていく。
- (4) 特別支援学校の生徒等の実習を積極的に受け入れ、体験の場を積極的に提供していく。
- (5) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。
- (6) 人権擁護の観点から苦情対応・虐待事故防止委員会を定期的で開催し、リスクの分析や不適切な支援の共有を行い、その予防や再発防止に取り組む。
- (7) 感染症対策への取組として、行動計画及び業務継続計画を見直ししながら、事業所内の感染症予防対策に努め、定期的に衛生委員会を開催し心身ともに安心して通所

できる環境づくりに努める。同時に三喜商事株式会社と協力し、環境整備を行い感染予防・感染拡大予防に努めながら業務継続を図っていく。

4 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、日々の生産活動及び施設外就労を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業での実習を通して「働く力」が身に付けられる支援を実施する。

(2) 日中一時支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の中で文化的活動や余暇支援を通じて、精神的成長や社会的ルールを体得し、その人らしく心豊かな地域生活の実現ための支援をする。

5 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の作成と実現に努める。
- (2) 利用者の就職後の定着支援として、定期的な職場訪問や就労定着支援事業所との連携を通じ、職場での不安の早期発見及び早期解決を図り、長く安心して働き続けられる支援体制を構築する。
- (3) 危険箇所の点検や把握、避難訓練の実施を通して、防災・防犯意識の向上を図り、安心して作業に取り組める環境を整える。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応・虐待事故防止委員会」を開催し、インシデントやアクシデントの集計と分析を行う。分析結果から事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る他、不適切な支援についても原因や支援内容を共有し、より安心してもらえる質の高いサービスが提供できるよう努める。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実努める。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを実施したうえで個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (8) 施設内での勉強会や研修会への参加を通して、職員のスキルアップと資質向上を図り、より質の高いサービスの提供に努める。

令和7年度 障害者福祉サービス事業所
みのわの里ステップセンター三喜運営方針
(長岡市南七日町 89 番地 1)

1 事業所基本理念

『したい』から『できる』へ 働く意欲を育てます

2 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、その人らしく、安心して暮らすことのできる地域生活を支援する。
- (2) 利用者一人ひとりの自立と自己実現を目指して、個別支援計画の充実を図り、ステップアップを目指したより質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、積極的な地域社会への参加と社会資源の活用を図り、事業所の果たすべき役割を自覚し、地域の中で必要とされる事業所を目指す。
- (4) 「働くこと」の意味を大切に、「したい」から「できる」へ働く意欲を育て、利用者一人ひとりの可能性と魅力を引き出すことで、その人らしい自立した社会生活が営めるよう支援する。

3 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、さまざまな障害のある方が、施設での作業を通して社会自立を促進し、生活を支えられる所得確保を目標としたサービスを提供する「就労継続支援B型事業」の福祉サービスを提供する。
- (2) 「福祉的就労の場」として働く場と機会を提供するとともに、「三喜商事株式会社」と強固な協力体制にある福祉事業所という特色を活かし、一般企業に近い環境でのサービス提供を目指す。三喜商事社員と一緒に働くことで、職場でのマナーや身だしなみの大切さを学び、「したい」から「できる」へ働く意欲を育て、社員や周囲に認められることでの「やりがい」や「働くよろこび」へと繋がるよう支援する。
- (3) 利用者の意思を尊重し、その思いや目標を的確に把握し、長所や強みに着目した個別支援計画を策定し、豊かな社会生活に向けての支援を行う。
- (4) 一般就労を希望している利用者には、「働く力」のアセスメントを行い関係機関と連携し、企業実習や職場探し等を積極的に勧める。
- (5) 体験の場を提供するため、特別支援学校の生徒等の実習、相談支援センターからの紹介利用者を積極的に受け入れていく。
- (6) 多様化する利用者像（高齢化など）を受容できうるよう、施設内の作業種目の検討、作業環境の整備等を進める。
- (7) 利用者一人ひとりの意思と選択・決定を尊重するとともに、社会、経済、文化的

活動の情報とその機会を提供し、社会参加への支援を行う。

- (8) 人権擁護の観点から苦情対応・虐待事故防止委員会を定期的開催し、リスクの分析や不適切な支援の共有を行い、その予防や再発防止に努める。
- (9) 様々な感染症予防に配慮した作業環境の提供や余暇支援を行う。
- (10) 事業所の活動の様子や特色等を地域住民の方、市内の方等へ知ってもらう為の情報発信、公開を行う。

4 実施方法

(1) 就労継続支援事業B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動及び施設外就労を通じて、知識及び能力の向上に必要な支援を実施する。

また、一般就労を希望している利用者には、企業への実習や座学等を通して「働く力」が身に付けられるよう支援を実施し、関係機関と連携しながら就労支援を実施する。

5 その他

- (1) 利用者の多様なニーズに対応した個別支援計画の充実と遂行に努める。
- (2) 利用者の就職後の定着支援として、定期的な職場訪問や電話連絡を通し、職場での不安の早期発見及び早期解決を図り、他機関との連携も含め本人が長く安心して働き続けられるよう支援体制を構築する。
- (3) 日頃から危険箇所の点検や把握をするとともに、避難訓練の実施を通して、防災・防犯意識の向上を図り、安心して通え、作業に取り組める環境を整える。
- (4) 利用者のサービスに対する満足度を高めるため、施設への苦情や要望については、その内容を真摯に受け止め、円滑で円満な問題解決が図れるように努める。
- (5) 利用者へ安心安全なサービスが提供できるよう、定期的に「苦情対応・虐待事故防止委員会」を設け、セルフチェックリスト、インシデント、アクシデントの集計と分析を行い、事故防止に向けての職員周知やマニュアルの充実を図る他、不適切な支援についても共有し、より安心・安全な質の高いサービスが提供できるよう努める。
- (6) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がより豊かに暮らすため、人権擁護という観点から、人権侵害の問題や虐待防止に向けた啓発研修等の充実を努める。
- (7) ケアマネジメント体制の充実と強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握し、アセスメントを行い、個別支援計画に基づき必要なサービスを提供する。
- (8) 職員のスキルアップと資質向上、質の高いサービスの提供を目指し、内部研修、

外部研修への参加を勧め、自己学習の機会（研修動画等）も検討していく。

- （９）事業所内の感染症予防対策に努めるとともに、定期的に衛生委員会を開催し心身ともに安心して通うことが出来る環境づくりに努める。
- （１０）利用者への社会経験の機会として施設外就労、外出支援の提供に努める。
- （１１）新規作業種目、施設外就労等の開拓を検討していく。
- （１２）事業所を幅広い方々に知ってもらう様、施設会報誌、ホームページ、Instagram等を活用し情報発信に努める。

令和7年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里 工房ほたる運営方針
(長岡市来迎寺 2061 番地)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、地域社会の一員としてその人らしい生活や社会活動を支援する。
- (2) その人に合わせた日中活動の提供を通して個々の可能性や潜在能力を引き出し、利用者のニーズに基づいた利用者中心のサービスを提供する。
- (3) 積極的な地域社会への参加と地域資源の活用を図り、利用者、家族、地域から信頼される事業所運営を目指す。

2 重点事項

- (1) 利用者一人ひとりの意思と選択を尊重し、ご本人の思いやニーズを踏まえた個別支援計画を作成する。職員全体で個別支援計画を共有し、利用者の自立と自己実現のための支援をおこなう。
- (2) 利用者一人ひとりの尊厳を守る為、職員の人権意識、知識・技術の向上に取り組む、利用者のニーズに応じていく。
- (3) 利用者一人ひとりの希望や特性に応じた日課や行事を企画・運営し、利用者の満足度向上や参加率の向上を目指す。
- (4) 気候変動に伴い災害の激甚化・頻発化の傾向にあり、防災対策の重要性が増している。よって、防災対策の見直し、及び防災訓練・研修を事業継続計画に基づいて実施し、利用者及び職員の安全安心の向上を目指す。
- (5) 様々な社会資源の活用や社会参加の機会を持ち、地域の中で事業所の理解が深まるよう努める。

3 実施方法

- (1) 利用者の日々の健康を支え、活動の充実と主体的な意思を尊重する支援
 - ア 利用者が、快適に日常生活を過ごせるように、特性に応じた食事や排せつ支援を行う。また、ご家族やグループホーム、関係機関と連携して利用者の健康や精神状態を把握し、その時々状態に応じたサービス提供を行う。
 - イ 利用者の主体的な意思を尊重する為、個々ではモニタリングや個別支援作成会議を通じて伺い、グループとしては自主的活動（たいようの会）の集会で行事や日課への意向を伺う。また、日々の活動の中でも、利用者がお話したいことがお話しできるよう、利用者との会話及びやりとりを大切にする。
 - ウ 地域資源を活用し、日課の充実をはかる。また、働くことや外出を通じて社会や地域の一員としての社会参加を促進する。
- (2) 利用者が安全・安心、快適に生活する事ができるように、施設内の設備点検・改修を実施し、防災・減災に努める。また、防災に関する訓練・研修に取り

組むとともに、マニュアルの見直しや関係機関との連携を図り、防災力向上に努める。

- (3) 各種研修への参加・実施により、専門的知識や支援技術の習得、職員の資質向上に努める。特に、利用者の権利擁護の意識向上や、虐待防止対策の体制づくりをすすめる。また、強度行動障害支援者養成研修への参加を進め、様々な特性の利用者を受け入れる環境づくりを進める。
- (4) 日々の夕礼や毎月のケース会議及び各委員会会議（苦情・事故・虐待防止）など、職員間のコミュニケーションを活性化し、職員全体で利用者の特性理解を深めていく。また、職員が支援方針を共有して支援にあたることで、利用者支援の改善を図るとともに、事故を未然に防ぐよう対策を講じる。
- (5) お祭りや旅行、外出日課など、利用者が楽しみにしているイベント毎に、利用者の意向が反映されるよう努め、地域資源を活用し、楽しめるものとなるよう工夫に取り組む。
- (6) 設備や備品の入れ替えを計画的に行う。また、限られた活動スペースを有効活用し、安全で快適な環境整備を図る。
- (7) 地域交流会の会場施設として、地域の社会資源としての役割を果たす為の環境整備や協力に取り組む。

令和7年度 障害福祉サービス事業所
みのわの里 ジョブプレイスもみじ 運営方針
(長岡市来迎寺 4150 番地)

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者一人ひとりの基本的人権を尊重し、地域社会の一員としてその人らしい生活や社会活動を支援する。
- (2) 生産活動や施設外就労などその人に合わせた日中活動の提供を通して個々の可能性や潜在能力を引き出し、利用者のニーズに基づいた利用者中心のサービスを提供する中で、利用者の自立と自己実現を図る。
- (3) 積極的な地域社会への参加と地域資源の活用を図り、利用者、家族、地域から信頼・必要とされる事業所運営を目指す。

2 重点事項

- (1) サービス管理責任者と各利用者担当職員が連携し、ご本人のニーズを的確に把握し個別支援計画を作成する。職員全体で個別支援計画を共有し利用者の自立と自己実現のために統一した支援をおこなう。
- (2) 多種多様な作業の確保や実習先の開拓に努め技術の向上を図り、就労に向けたルールやマナーを身につけられるように支援する。
- (3) 加齢により体力の低下がみられる利用者が、生きがいをもって通所継続できるように関係機関との情報共有に努める。
- (4) 利用者の健康管理に努め家族やグループホームと連携を図る。
- (5) 自主製品である「三色だんご」の販売を通して、社会参加の機会を持ち地域との関係強化を深め、様々な社会資源を活用することで事業所の理解が深まるように努める。

3 実施方法

(1) 就労継続支援B型事業

- ア 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会及び、施設外就労の場を提供する。
- イ 「福祉的就労の場」として利用者個々の能力、特性に応じた生産活動その他の活動の機会を提供し、知識、能力の向上及び社会性や働く意欲をより高められるよう支援する。
- ウ 多様化した利用者のニーズを把握した中で、工賃向上に向け適切な作業量を確保し、作業種目の見直しや施設外就労の受け入れ先の拡大をおこなう。

(2) 日中一時支援事業

利用者と家族が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日中の活動の場を提供する。

4 その他

- (1) 法人内の内部監査を継続的に実施し、施設運営状況を的確に把握して利用者、保護者及び地域の要望に応え、活動の質と量を高める。
- (2) 各種研修の参加や資格取得を通じ、職員の専門的知識や支援技術等の習得、資質向上に努める。
- (3) 職員全体で様々な研修を通じて、利用者に対する虐待防止への意識を高め、利用者の権利を擁護する。また、事故防止委員会を中心にインシデント・アクシデント案件の分析や情報共有により再発防止に努め、構築したリスクマネジメントの仕組みの活性化に取り組む
- (4) 虐待防止委員会・身体拘束廃止に向けた委員会や研修を定期的に開催し職員間の意識向上に努める。
- (5) 感染症予防対策への取組として、職員が感染予防への意識を持ち、利用者やその家族にも感染予防を働きかける。そして事業所の業務継続計画に基づいた施設運営を行い、安全に業務が継続できるように努める。
- (6) 利用者が安心・安全、快適に活動できるよう、環境整備や美化活動に努める。また定期的に防災訓練や施設内の設備点検を実施する。
- (7) 利用者定員の上限に近づくように、相談事業所等の関係機関に情報提供し受け入れを検討し、地域の社会資源としての役割を果たす。
- (8) 健康で豊かな生活が継続できるように家庭と連携を図る。また高齢利用者が楽しく生き甲斐のある人生を送れるように相談支援センターやグループホームと十分な情報交換を行う。
- (9) 様々な社会資源の活用や社会参加の機会を持ち地域との関係強化を図り、事業所の理解が深まるように努める。

令和7年度 ながおかホーム運営方針
(長岡市川崎町 1962 番地 1)

法人基本理念

「共に汗を流そう、地域のために 『お互い様』 でずっと暮らそう」

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のもと、利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活をライフステージに合わせて支援する。
- (2) 利用者が希望する地域生活を充実するため、より個別性を高め、内部のサービス強化及び外部との連携強化を図ることで、安心・安全なサービスを提供する。
- (3) 地域住民の一人として、地域に貢献し、地域と共に生きる運営を実施する。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法のもと、様々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「共同生活援助事業」を運営する。また、透明性のある、質の高い支援を目指す。既存グループホームの統廃合を計画的にすすめ、安定した運営を継続する。
- (2) グループホームで安心して生活出来るよう、より家庭的な雰囲気の運営を目指す。また、地域社会と関わることで、社会の一員としての自覚とその人らしい生きがいをもった心豊かな地域生活を支援する。
- (3) 重度・高齢化及び個別性が高まり、ニーズが多様化していることから、職員体制の確保とケアマネジメント体制の充実を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、個別支援計画に基づいたサービスの提供に努める。
- (4) 地域生活支援等拠点等事業の運営について、長岡市障害者基幹相談支援センターや自立支援協議会との連携を図り、圏域の資源として地域生活支援等拠点事業を整備する。また、快適な生活を継続できるようハード・ソフト面を考慮した施設整備を行い、循環型地域生活の推進をする。
- (5) 地元医師会の協力を得て、フェニックスネットの導入を継続していく。
- (6) 利用者の高齢化に伴い、医療・介護事業との連携は不可欠であり、個人の意向を尊重し、その人らしい暮らしを地域福祉の中で実現できるよう取り組む。また、家族が疎遠であったり、次の世代に移行している現状に合わせ、成年後見制度の利用を推進していく。
- (7) 気づきの報告や事故報告をもとに、リスクマネジメントを行い、事故ゼロを目指すし、事業所内外での研修及び自己研鑽に励む。

3 実施方法

(1) 共同生活援助事業

- ① 利用者が希望する質の高い生活が送れるよう、安心・安全を最優先に考えた支援を実施する。世話人・生活支援員との連携強化を図り、生きがいと役割を持ち、必要とされていることや幸せ感が実感できるサービスを提供し、サービスの質の向上を図る。
- ② 建物構造の安全性や支援の必要度に応じた寮の統廃合を計画的に行い、部屋の空き状況に合わせて、利用希望者の見学対応及び体験利用の調整を行う。
- ③ 嘱託医及び協力医療機関との連携を図りながら、健康で安心した生活を可能にすることを図る。
- ④ 地元医師会の協力を得て、フェニックスネットの導入を行い、高齢化に伴う、医療との充実した連携を図る。必要な方には外部の資源を積極的に活用する。(訪問看護、介護保険、調剤薬局、訪問歯科等)
- ⑤ クリーン作戦や地域清掃に積極的に参加する等、地域との交流を深め地域の人から「あって良かった」と思われる施設運営に努め、社会福祉法人の使命を果たす。
- ⑥ 共同生活住居の利用者で单身生活を希望する利用者の地域生活移行として、サテライト型を積極的に活用する。今後も希望者に積極的利用が図れるよう体制を整備する。
- ⑦ 成年後見制度の利用が必要と思われる方やご家族等から希望があった方に関して申請等の手続きを行い、成年後見制度の利用に繋がるよう努める。また、適宜後見人との連絡調整、情報共有を行い、成年後見制度の円滑な利用につながるよう支援する。
- ⑧ 月1回事業所内会議を行い、事業所内であったインシデント等の報告及び対応策を検討する。緊急性を要するものに関しては全体会議以外でも関係者を招集して話し合いの場を設け、再発防止に努める。また、職員研修計画に基づき、研修会への参加を行うとともに、内部研修を適宜実施し支援技術や倫理について研鑽を行うよう努める。
- ⑨ 地域生活支援等拠点事業について長岡市と検討し、地域資源としての機能を整備する。同時に面的整備としての役割を考え、地域のネットワークの構築を検討する。
- ⑩ 昨今の災害状況を踏まえ、防災体制の整備を強化する。地域の区長や町内会、班長、消防団と連携を図り、避難体制の整備を図る。
- ⑪ 中長期計画の策定を行い、計画実施とともに検証を行いながら、法令基準等を見据え経営の健全化を図る。また、各種委員会において協議を行い、サービスの向上となるよう施設運営に取り組む。

令和7年度 やなぎはらホーム運営方針
(長岡市長倉4丁目542番地3)

1 基本方針

- (1) 利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活を支援する。
- (2) 利用者の安全・安心、快適なサービスの提供を行う。
- (3) 利用者が地域の一員として生きがいをもって生活していくことを支援する。

2 重点事項

- (1) 安全で安心な生活がおくれるよう家庭的な雰囲気の基本とし、生活環境を整え、世話人・生活支援員等協力し支援する。
- (2) 内部研修の充実を図り、質の高いサービス提供ができるよう職員の資質向上を図る。また、関係機関との情報交換・連携を行い、風通しの良いチーム作りに努力する。
- (3) 地域住民との関わりを積極的に持ち、地域の協力と理解を得ることで、地域住民としての自覚と生きがいを感じて生活が継続できるよう支援する。
- (4) ケアマネジメントの充実及びアセスメントを行い、利用者中心の個別支援計画とすることで、良質なサービス提供を行うこととし、必要な場合は関係機関と連携を密にとり、適切なサービスの実現となるように努める。
- (5) 目標管理を取り入れ職員個々の事業運営における就労意欲と成長を促し、組織全体の状態確認を的確に捉える。

3 実施方法

- (1) 夜間支援が必要な利用者があるホームには夜勤又は宿直者を配置し夜間支援の充実を図る。
- (2) 定期通院及び緊急通院等医務を中心として、適切な医療的なケアが受けられるよう支援する。
- (3) 地域資源等の活用を進めることで、利用者の意向に沿った支援を行う。
- (4) 家族との繋がりや連絡等を密に保ち、利用者の精神的安定が保てるように努め利用者ニーズに基づいた個別支援計画作成に努める。
- (5) 食事提供については、衛生管理と栄養バランスを考慮した提供を行う。
- (6) 日々のバイタルチェックや健康管理を行い、健康的な生活が常に継続するよう支援する。また、感染症対策についても年間を通して実施する。
- (7) 利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉についての知見者、市町村担当等をメンバーとした地域連携推進会議を開催し、運営状況の報告、要望・助言等を聴く機会を設ける。

令和7年度 坂の上の家（共同生活援助事業）運営方針
（見附市細越1丁目2-12）

1 基本方針

- （1）利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりのその人らしい生活を支援する。
- （2）家庭的雰囲気を大切にし、利用者に安心・安全で快適なサービスを提供する。
- （3）利用者の自己選択・自己決定を尊重し、良質なサービスの提供に努める。
- （4）地域の一員であるという自覚を育みながら、利用者一人ひとりが地域の中で暮らす喜びを感じとることができるよう支援する。
- （5）地域住民や関係機関等との連携を大切にし、周囲の理解・協力を得ながら、地域社会に貢献できる事業所となるよう努める。

2 重点事項

- （1）利用者の基本的人権を尊重し、自己選択・自己決定を大切にしながら個別支援計画を作成し、利用者主体の支援に努める。
- （2）家庭的な雰囲気を大切にし、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、生活環境を整え、利用者が居心地良く過ごせるよう支援する。
- （3）仲間同士の親睦を深めるため、地域資源を活用し楽しい企画等を設けながら、心豊かに生活できるよう支援に努める。また、地域推進会議を実施し、地域との連携を深めるよう努める。
- （4）職員個々に目標を設定し、振り返りを行いながら業務に臨むことでモチベーションアップを図り、資質向上に努める。
- （5）バックアップ施設（ワークセンターみつけ中央）との連携を密に図り、職員間で情報を共有しながら支援に努める。

3 実施方法

利用定員：5名（女性） 在籍：5名（女性）

バックアップ施設：みのわの里 ワークセンターみつけ中央

- （1）管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置し、バックアップ施設との連携を図りながら、24時間365日安心・安全に生活できるよう支援に努める。
- （2）利用者が健康に過ごせるよう健康状態を把握し、健康の維持・増進に努める。
- （3）感染症対策に努めるとともに地域の感染症の流行状況を確認しながら適宜、業務継続計画等の見直しを行う。また、衛生委員会・感染症対策委員と連携し、感染症対策に努める。
- （4）利用者個々の年齢や健康面を考慮し、栄養バランスのとれた献立や調理形態の工夫等を行いながら、健康的に活動するための身体づくりを支援する。
- （5）利用者の基本的人権を尊重し自己選択・自己決定を大切にしながら利用者主体

の個別支援計画を作成し、地域の中でその人らしい生活が営めるよう支援する。

- (6) 利用者が地域の中で自立（自律）し、質の高い生活を送ることができるよう、ルール・マナーの習得および生活力の向上に向け支援する。
- (7) 利用者の相談等に随時対応しながら、日々安定して生活できるよう支援する。
- (8) 定期通院及び緊急通院等に対しては、バックアップ施設と連携し協力しながら必要に応じた通院支援等を行う。
- (9) 土・日・祝日等の日中活動においては安心・安全で有意義な時間が過ごせるよう、バックアップ施設やご家族、関係機関等と連携を図りながら必要な支援を行う。
- (10) 世話人不在時や夜間等の緊急時の対応は、バックアップ施設の職員が随時対応にあたる。バックアップ施設の職員は事業所の携帯電話を所持し、グループホームと連絡を取り合いながら適切な支援を行う。
- (11) 各種避難計画に沿って、緊急時や災害時に備え適切に対応できるよう、防災意識を高め環境整備に努める。

4 その他

- (1) 職員間で情報共有や検証を行いながら、苦情・虐待・事故等の未然防止に努める。
- (2) 支援を通して知り得た個人情報に関しては、その情報の保護・管理に努める。
- (3) 事業所の運営状況等を把握し改善に努めると共に利用者・保護者・地域のニーズに応えた質の高いサービス提供を目指した事業所運営に努める。
- (4) 近隣住民との交流や地域活動等に参加し相互に情報共有を行いながら、地域住民との関わりを深め、地域における理解・協力が促進されるよう努める。

令和7年度 単独短期入所事業らいこうじ運営方針 (長岡市来迎寺 1864)

法人基本理念

「共に汗を流そう、地域のために『お互い様』でずっと暮らそう」

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のもと、利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活をライフステージに併せて支援する。
- (2) 利用者の生活を充実するため、より個別性を高め、必要なサービス強化及び外部との連携強化を図ることで、安心・安全なサービスを提供する。
- (3) 地域住民の一人として、地域に貢献し、地域と共に生きる運営を実施する。

2 重点事項

- (1) 短期入所事業の他、在宅のニーズのある方に対しての見学対応、体験利用の受け入れなどを通し、障害の有無にかかわらずサービスの狭間にいる方や居場所がない方の受け入れを行う。
- (2) ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、関係各所と連携し利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (3) リスクマネジメントを強化し、各種マニュアルの定期的見直しを含め、生活や支援サービス中の事故の防止に努める。インシデント・アクシデントをもとに、リスクマネジメントを行い、事故ゼロを目指し、事業所内外での研修及び自己研鑽に励む。

3 実施方法

(1) 単独短期入所事業（らいこうじ）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、入浴、排泄、及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。単独短期入所ならではの、より家庭生活に近い環境設定をした中で生活体験の場としての機能を有し、多くの利用者がその人らしく心豊かな地域生活を実現し、継続できるための支援をする。

また、在宅の障がい者（児）で地域生活が緊急に困難になった場合、若しくは家族又は保護者が疾病・事故・病気・休養、生活困窮者などにより一時的に生活の場を求めたり、本人の自立を促進するために短期的に生活の場を提供し、地域での生活保障をするとともに、生活の質の向上を図ることを目的とする。

令和7年度 短期入所事業かわさき 運営方針
(長岡市川崎町 1962 番地 1)

法人基本理念

「共に汗を流そう、地域のために 『お互い様』 でずっと暮らそう」

1 基本方針

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のもと、利用者の基本的人権を尊重し、一人ひとりその人らしい生活をライフステージに併せて支援する。
- (2) 利用者の地域生活を充実するため、より個別性を高め、内部のサービス強化及び外部との連携強化を図ることで、安心・安全なサービスを提供する。
- (3) 地域住民の一人として、地域に貢献し、地域と共に生きる運営を実施する。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法のもと、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう「短期入所事業」を運営する。また、365日24時間支援を行う「ながおかホーム」と協力して福祉サービスを提供する。
- (2) ショートステイや緊急時受け入れ事業を行い、サービスの狭間にいる方や居場所がない方の受け入れを行うための人材確保及び人材育成に努める。
- (3) 重度・高齢化及び個別性が高まり、ニーズの多様性が高まっていることから、生活の選択肢の一つとしてサービスを提供する。また、ケアマネジメント体制の充実強化を図り、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、計画に基づき、利用者中心の必要なサービスの提供に努める。
- (4) 地域生活支援等拠点等事業の運営について、自立支援協議会との連携を図り、圏域の資源として地域生活支援等拠点事業を整備する。
- (5) リスクマネジメントを強化し、各種マニュアルの定期的見直しを含め、生活や支援サービス中の事故の防止に努める。インシデント・アクシデントをもとに、リスクマネジメントを行い、事業所内外での研修及び自己研鑽に励み、事故ゼロを目指す。

3 実施方法

短期入所事業（かわさき）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の個別支援を重視し、精神的に安定した時間が過ごせるよう支援を行う。障害者総合支援法に基づき、入浴、排泄、及び食事の支援、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。地域生活に向けて、生活体験の場としての機能を有し、多くの利用者がその人らしく心豊かな地域生活を実現し、継続できるための支援をする。

また、在宅の障がい者（児）で地域生活が緊急に困難になった場合、若しくは家族又は保護者が疾病・事故・病気・休養、生活困窮者などにより一時的に生活の場を求めたり、本人の自立を促進するために短期的に生活の場を提供し、地域での生活保障をするとともに、生活の質の向上を図ることを目的とする。

令和 7 年度 障がい者支援センターあさひ運営方針
(長岡市浦 9750 番地)

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする）は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と書かれている。その理念に沿って以下の基本方針を定める。

- (1) 障害者総合支援法の目的に沿って、障害のある方がこの地域社会に生活していることが当たり前であるということを前提にセンター運営に努める。
- (2) 使命として、より地域に根差した、公正公平な地域にあって良かったと思われるセンター運営を行う。また、地域住民の方や地域の関係機関と協働して地域の活性化、安全の確保を行う。
- (3) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の自立と自己実現を目指す。そのため利用者一人ひとりのニーズに基づく利用者中心のサービス等利用計画の作成等のサービスを提供することを使命とする。

2 重点事項

- (1) 障害者総合支援法を受け、色々な障害のある方が、安心・安全な生活を実現、継続できるよう相談支援を行う。
- (2) 地域においてサービスを必要としている障害者及びその家族に対して必要な支援を行い、障害者の自立と自己実現を目指す基本相談支援、指定一般相談支援、指定特定相談支援を実施する。相談支援の実施にあたり提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は、特定の障害福祉サービス事業に不当に偏ることのないように公平中立に行う。
- (3) ケアマネジメントの手法を用いり、利用者一人ひとりの障害特性や本人のニーズを的確に把握するアセスメントを行い、利用者中心の必要なサービスの提供に努める。

3 実施方法

(1) 指定一般相談事業

新潟県の指定を受けて、指定一般相談支援事業を行う。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の給付を受けた方の地域移行支援計画の作成、地域生活の準備のための外出への同行支援、入居支援等、地域定着支援台帳の作成、常時の相談支援体制の確保、緊急対応等及び基本相談支援を行う。

(2) 指定特定相談支援事業

市町村の指定を受けて、指定特定相談支援事業を行う。

計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）の給付を受けた方のサービス等利用計画作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催、及び基本相談支援を行う。

（３）障害児相談支援事業

市町村の指定を受けて、障害児相談支援事業を行う。

障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助）の給付を受けた方の障害児支援利用計画作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催を行う。

（４）委託相談支援事業

市町村の委託を受けて、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する為の支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の相談など自立した生活を営んでいくための総合的な支援を行なう。

※具体的方針については運営計画等別紙にて規定する。

令和 7 年度
みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス
みのわの里放課後等デイサービス事業所虹のオアシス
運営方針
(長岡市三和 3－1 2 3－1)

1 基本方針

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、余暇活動の提供及び社会との交流の促進を図る場を適切に提供する。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障がい児等の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じた利用者の立場に立ち、安心した雰囲気の中で適切かつ効果的な指導及び訓練を、個別支援計画を基に行う。

2 重点事項

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

- ア 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供と、その人らしい充実した生活が送れるように支援するとともに、サービスの質の向上に努める。
- イ 利用者、ご家族のニーズに応じた支援を行い、新規利用者の確保に努める。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

- ア 地域の社会資源として、利用者・ご家族のニーズに応じた支援を行い、満足度（安心感）、サービスの質の向上に努める。
- イ 地域との結び付きを重視し、利用者の居住する市町村、各学校、他福祉サービス事業者及び保健医療サービスを提供する各関係機関と密接な連携を行っていく。
- ウ 利用者個々の障害特性に対応出来るよう、各種研修を通して職員の専門性と適応能力を高め、資質向上に努める。
- エ 定期的なマーケティングをおこない、更なる事業の展開も視野にいたした準備を進める。

3 実施方法

(1) みのわの里障がい者地域活動支援センターオアシス

- ア 創作活動又は余暇活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させること

によって、地域における障害者の自立の促進と社会参加を図る。

(2) 放課後等デイサービス事業所虹のオアシス

- ア 利用者の状況等並びに課題と家族の意向を把握し、目標の設定を行い、個別支援計画に基づいた支援を行う。
- イ 施設内外を問わず、利用者（障がい児と家族を含む）が可能な限り自立した社会生活・日常生活を送る上で必要と思われる訓練と日常生活における支援等の相談、助言等を行う。
- ウ 地域社会との交流を促し、地域における障害者の自立の促進と社会参加を図る上で、保健、医療、教育を含めた支援システムを関係機関との連携し構築する。
- エ 虹のオアシスでの活動を通じて、挨拶や会話等のコミュニケーションが身に付けられるよう助言・支援を行うとともに、職員が定期的に専門的な研修に参加することで職員の資質向上を目指す。
- オ 利用者・家族のニーズに合わせたサービス、営業を行い、地域生活で快適に生活できるよう支援すると共に、随時、利用者・家族のニーズを把握し、適切なサービスの提供に繋げていけるように協議する。
- カ 国の定める放課後等デイサービスガイドラインに沿って作成される「保護者向け放課後等デイサービス評価表」、「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」の評価結果をもとに対処策、改善策を検討し、ホームページ等で情報公開を行う。
- キ 感染症対策委員会を中心に、常に職員一人ひとりが感染予防への意識を高く持ち、利用者及び家族にも感染予防に努めていただけるよう協力を呼びかける。また、業務継続計画の見直しと感染症に対する研修を実施し事業運営が継続できる体制と安全で安心な環境整備に努める。
- ク 虐待防止検討委員会を設置し、概ね 3 ヶ月毎にチェックリストを用いた自身の支援の振り返りや、虐待防止に向けた職員研修及び身体拘束廃止に向けた検討会を開催し、職員の意識向上に努める。

令和7年度 障害者就業・生活支援センターこしじ運営方針
(長岡市浦9750番地)

1 基本方針

雇用安定等事業（国）及び生活支援等事業（県）に基づく「障害者就業・生活支援センター事業」により、就業を希望される障害者の方、あるいは在職中の障害者の方が抱える課題に応じて、雇用及び保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、就業及び生活面の一体的な支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る。

2 重点事項

- (1) 法人の基本理念、基本方針を受け、地域における「働く場」を中心に、相談、就業、定着のための支援の充実を図る。
- (2) 障害者、企業からの相談に応じ、就職に向けての準備や就職後の定着支援、及び就業に伴う日常生活上の課題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。
- (3) 在職中の障害者を対象に講話や学習会、グループワーク、ボランティア活動等を計画し、相互の交流の場とするとともに、問題等の早期発見・改善を図り職場定着を促進する。
- (4) 業務を円滑に進め、適切な支援を行うため、労働局やハローワーク、障害者職業センター、自治体、就労支援事業所、特別支援学校、若者サポートステーション、パーソナルサポートセンター、精神科病院等の関係機関と連絡会議を開催し、連携を図っていく。

3 実施方法

(1) 支援対象者の把握

- ア 支援対象者については、相談の際に本人や、家族、同行者等から支援対象者の障害の状況や、これまでの経歴（就業経験等）を正確に聴き取り、実態把握に努める。
- イ 障害の状況が多様化してきており、支援者側がより専門的知識を学び対応する必要がある。併せて、関係機関相互の連絡調整を密にしていく。

(2) 支援対象者に対する支援

- ア 就業面を中心とする相談に対する助言や具体的支援
基礎訓練、職場準備訓練、職場実習、各種助成制度の活用、委託訓練、社会適応訓練、就労後の定着支援、ジョブコーチ（配置型、訪問型）との連携
- イ 就労支援・定着支援担当者6名を配置し、就労に係る相談や対応、就労後の定着に係る支援を特化・分担して、より効果的な支援を行う。
- ウ 生活面を中心とした相談に対する助言や具体的支援
生活支援担当者を1名配置し、就労に係る生活面の相談対応、支援を行う。
- エ 就職者交流活動の計画と実施
就職者の定着のための学習会、交流の場、余暇支援を目的として開催
- オ ピアサポート活動
精神障害者をはじめ、就職困難性の高い支援者を対象に就労促進を目標としたピアサポートを実施。

カ 地域の就労支援力底上げのためのネットワーク形成・セミナー等の実施

障害者就労支援の底上げの為に関係する機関との研修会や会議の開催、企業の障害者雇用担当者を参集して研修会の実施、病院関係者を参集して事例検討会等を実施。

(3) 個別支援計画の策定

支援対象者の状態を踏まえて、「基礎訓練」「職業準備訓練」「職場実習」「転職支援」等の支援が必要と考えられる場合は、適宜「ケース会議」を開催し、関係機関の助言を得ながら個別支援計画を策定する。計画に従って支援を進めるとともに、定期的な見直しを行う。

(4) 事業所等における障害者雇用に対する支援

ア 障害についての理解のための説明

イ 各助成制度の紹介

ウ 雇用上の問題等の相談に対する助言や提案と具体的支援

エ 定期的な会社訪問による定着支援

(5) 企業開拓

ハローワークや行政機関との連携のもと、職場実習や就労で関わりのある企業と連絡を図りながら、開拓を進めていく。

(6) 職場実習の強化

「新潟県障害者職場実習受入促進事業」、「障害者職場実習支援等就労促進事業市役所内職場体験実習」を積極的に活用し「就職までの見極めの実習」と「就労アセスメント、職場体験のための実習」に分けて利用者の就労ニーズにマッチングした訓練を提供できるようにしていく。

(7) 関係機関との連携

ア 県内障害者就業・生活支援センターとの連絡会

イ 長岡地域ケース会議の開催（ハローワーク長岡、長岡市商工部産業立地・人材課、新潟障害者職業センター他）

ウ 県内関係機関連絡会議（新潟労働局、新潟県、県内7センター、新潟障害者職業センター、新潟県テクノスクール他）

エ 中越圏域内就労関係機関情報共有会議（ハローワーク長岡・柏崎、新潟障害者職業センター、新潟県三条テクノスクール、長岡市商工部産業立地・人材課等）

オ 就労移行支援事業所等における個別支援計画作成やモニタリングに当たってのケース会議

カ 障害者自立支援協議会（長岡市、柏崎刈羽、出雲崎町、小千谷市、見附市）

キ 普通高校との連携

ク 障がい者の就労を拓く会（柏崎市）

ケ 精神科病院とのケース会議

(8) 調査研究

該当地域の就職者の状況の後追い、定着状況、離職状況など地域の障害者雇用の実態把握に努める。

